

# 大分県バドミントン協会会則細則

(会則第5条・10条・11条・14条・15条・17条・30条関連)

- 1 会則第5条の加盟団体とは、小学生連盟、中体連、高体連、学連、教職員連盟、レディース連盟、社会人連盟、スポーツ少年団(バドミントン競技)をいう。
- 2 第10条の理事及び第15条の評議員の選出基準は次のとおりとする。

(28.5.22 現在)

	区分	団体数	加盟団体	評議員数	理事数
各ブロックごとの団体	中央ブロック	2	大分市	1名	1名
			由布市	1名	
	別府ブロック	1	別府市	1名	1名
	国東半島ブロック	4	杵築市	1名	1名
			国東市	1名	
			日出町	1名	
			姫島村	1名	
	県北ブロック	3	中津市	1名	1名
			宇佐市	1名	
			豊後高田市	1名	
久大ブロック	3	日田市	1名	1名	
		玖珠町	1名		
		九重町	1名		
豊肥ブロック	2	竹田市	1名	1名	
		豊後大野市	1名		
臼津ブロック	2	臼杵市	1名	1名	
		津久見市	1名		
佐伯ブロック	1	佐伯市	1名	1名	
各連盟等団体	連盟	8	小学生バドミントン連盟	1名	8名
			中体連バドミントン部	1名	
			高体連バドミントン部	1名	
			学連バドミントン部	1名	
			教職員バドミントン連盟	1名	
			レディースバドミントン連盟	1名	
			社会人バドミントン連盟	1名	
			スポーツ少年団(バドミントン競技)	1名	
事務局長			1名	1名	
学識経験者				若干名	

- 3 前項の地域ブロック及び連盟が推薦する理事候補者は、連盟及び各ブロック毎に候補者を推薦し評議員会で選出する。

4 理事は、当該年度の会員登録者であること。

また、第15の評議員についても原則として会員登録者とする。

5 第14条の役員の任期は、西暦の奇数年の4月1日に始まり、翌奇数年の3月31日をもって終わる。

但し、評議員会が年度末以降に開催される場合は、この評議員会の日を起点とする。

(2) 理事は、満70歳を越えての就任・再任を認めない。

6 第11条5の理事長の互選方法については、下記のとおりとする。

(1) 候補者は、前理事長及び理事の推薦または立候補とする。

(2) 複数の候補者がいるときは、理事会出席理事の無記名による選挙とする。

但し、候補者が1名の場合は、信任投票とする。

(3) 決定方法については、下記の上位から優先して決定する。

(イ) 投票数の過半数を得た候補者

(ロ) 過半数を得た候補者がいない場合は、もっとも得票数の少ない候補者(同数の場合は全員)を除き、1名が過半数の支持を得るまで投票を繰り返す。

(4) 推薦書及び立候補の様式は、別に定める。

7 第17条の名誉会長、顧問、参与の選考基準は下記のとおりとする。

(1) 名誉会長は、本会の会長、副会長を通算して25年以上勤めた者

(2) 顧問は、本会の理事長、副理事長、常任理事を通算して25年以上勤めた者

(3) 参与は、本会の理事を通算して25年以上勤めた者

(4) 特に本会に功績があり、理事会が認めた者

(5) 上記に該当するものが、本会の役員を退任した時に理事会の推薦により会長が委嘱する。

(6) 任期は、終身とする。

(7) 各種大会プログラムに掲載し、その功績に対して敬意を表するものとする。

(補足)

(1) 役職については、期間中の最高職を適用することとし、任期については、役員  
の通算年数とする。

(2) 任期の起点は、平成元年4月1日とする。

8 第30条の事務局に関する事項は次のとおりとする。

- (1) 事務局は、協会の庶務及び会計その他の事務を処理する。
- (2) 事務局に事務局長及び必要に応じて次長をおくことができる。  
また、事務局員を若干名おくことができる。
- (3) 事務局長及び次長は会長が任命する。  
また、事務局員は理事長が任命する。
- (4) 事務局長は、常任理事を兼務する。

9 第10条の中体連バドミントン部から選出された理事の業務は下記のとおりとする。

- (1) 大分県中学校体育連盟が主催する各種業務を担当するとともに、本会が主催・主管する業務を担当する。
- (2) 上記の業務を遂行するにあたって、大分県中学バドミントン部会として活動することを認める。

10 第10条の高体連バドミントン部から選出された理事の業務は下記のとおりとする。

- (1) 大分県高等学校体育連盟が主催する各種業務を担当するとともに、本会が主催・主管する業務を担当する。
- (2) 上記の業務を遂行するにあたって、大分県高校バドミントン部会として活動することを認める。

附則

平成17年10月1日から適用する。

平成24年4月1日から適用する。

平成25年4月21日から適用する。

平成26年5月11日から適用する。

平成27年5月8日から適用する。

平成28年5月22日から適用する。

参考 大分県バドミントン協会設立年度  
昭和25年4月1日